

ver1.0

特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド (申請者向け)

令和7年3月

江戸川河川事務所
埼玉県

さいたま市	熊谷市	川口市	行田市	加須市
春日部市	羽生市	鴻巣市	上尾市	草加市
越谷市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
三郷市	蓮田市	幸手市	吉川市	白岡市
伊奈町	宮代町	杉戸町	松伏町	

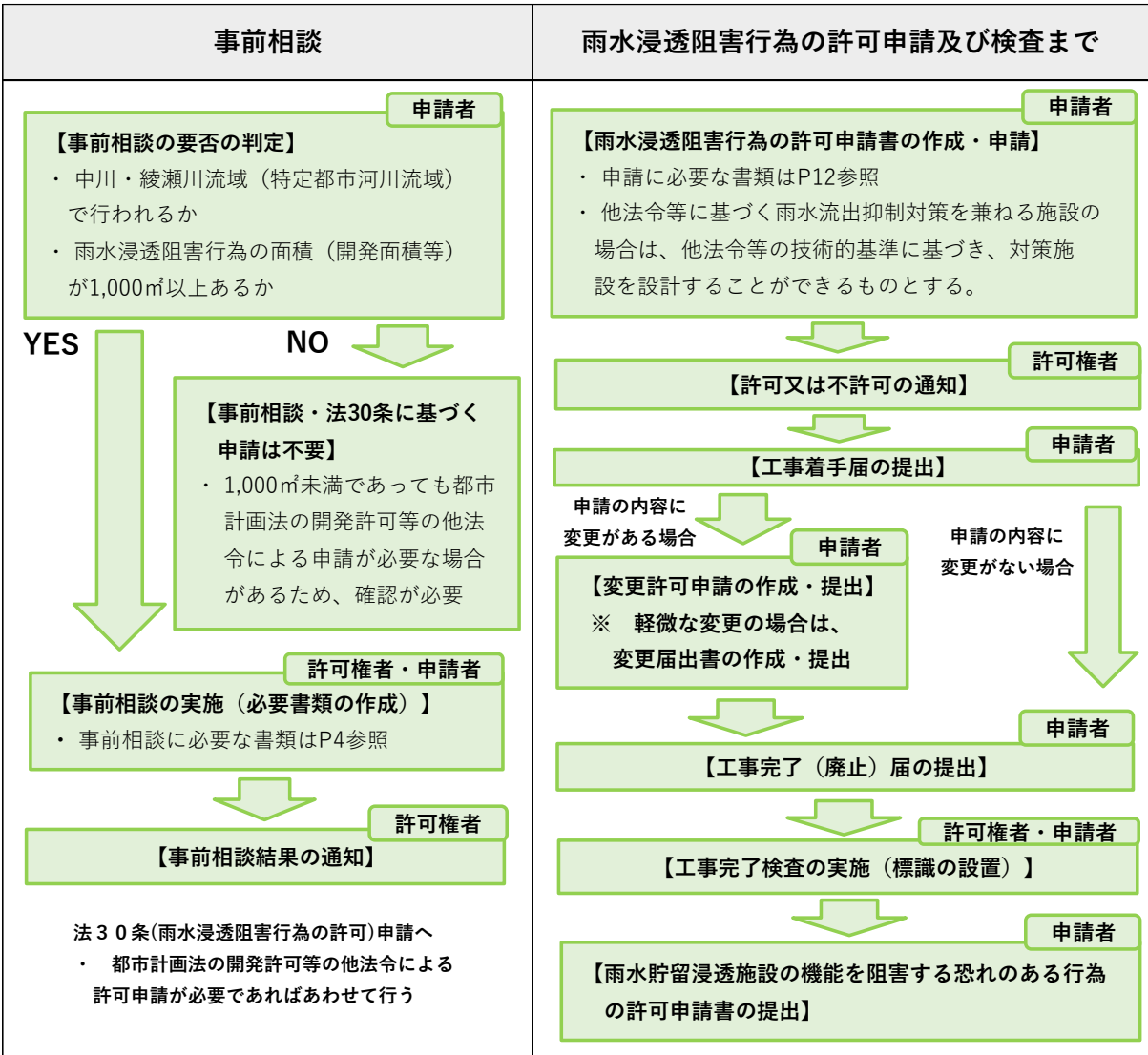
目次

手続きフロー図	1
許可の窓口について	2
法と他法令等の双方で許可申請が必要な場合の手続きの概要	3
事前相談について	4
I 事前相談書	5
II 行為区域位置図・行為区域区域図	6
III 事前相談入力シート	7
IV 事前相談入力チェックシート	8
V 現況地形図(求積図)・土地利用計画図(求積図)	9
【参考】土地利用形態の判別方法	10
許可申請について(雨水浸透阻害行為の許可申請及び検査以降まで)	13
I 雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	15
II 計画説明書	16
III 排水施設計画平面図、対策工事の位置図・計画図、流出抑制施設諸元	17
IV 工事着手届	19
V 変更許可申請(協議)書	20
VI 変更届出書	22
VII 工事完了届	23
VIII 工事廃止届	24
IX 検査	25
X 標識	26
XI 維持管理	28
【参考】維持管理計画書	30
XII 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可(協議)書	31

手続きフロー図

特定都市河川流域内において、開発行為等により1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、「特定都市河川浸水被害対策法（以下、法）」に基づく許可申請が必要になります。計画されている行為が申請の対象となるかについては、許可の窓口(P2参照)に事前相談を行ってください。

なお、他法令等*に基づく雨水流出抑制対策が求められている場合の申請は別途必要であり、法と他法令等の双方の機能を兼ね備えた対策工事として計画することが必要となります。

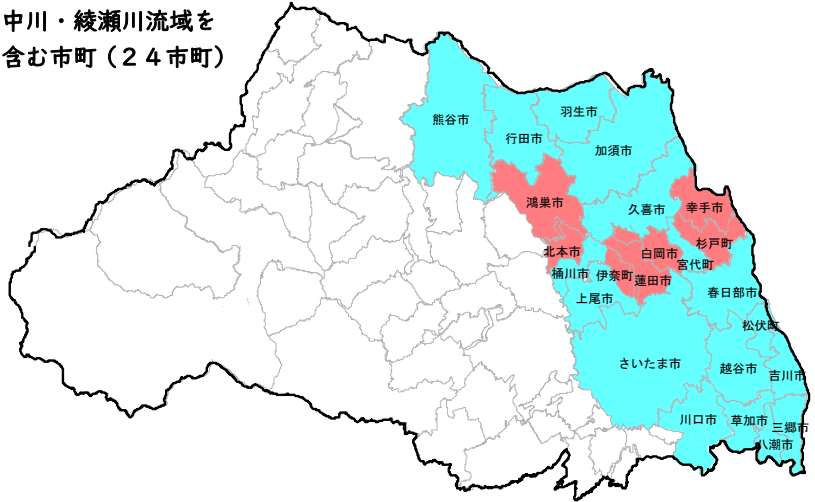


* 他法令等とは、雨水流出抑制対策に関して規定のある都市計画法、森林法、地すべり等防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法や流域自治体が定める条例などのことをいう。

許可の窓口について



中川・綾瀬川流域を含む市町（24市町）



※ さいたま市、熊谷市、川口市、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市については、市町内の一部地域が中川・綾瀬川流域でない場合もあります。詳細な範囲については、以下の中川・綾瀬川流域の特定都市河川に係るHPを参照ください。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html> (国土交通省HP)

政令指定都市、中核市、権限移譲市町
 権限移譲なし市町（5市2町）

<対象面積 1,000㎡以上～1ha未満> *別途、各市町の条例・要綱等に基づく対策との調整が必要です。

<p><特定都市河川法の許可事務を市町が実施> (政令指定都市、中核市) ○さいたま市 ○川口市 ○越谷市 (権限移譲市町) ○熊谷市 ○行田市 ○加須市 ○春日部市 ○羽生市 ○上尾市 ○草加市 ○桶川市 ○久喜市 ○八潮市 ○三郷市 ○吉川市 ○宮代町 ○松伏町</p> <p>雨水浸透阻害行為許可 (特定都市河川法) 開発行為に伴う許可 (各市町条例・要綱等)</p> <p>↓</p> <p>各市町 担当課・所</p>	<p><特定都市河川法の許可事務を県が実施></p> <p>○鴻巣市 ○北本市 ○伊奈町 ○蓮田市 ○幸手市 ○白岡市 ○杉戸町</p> <p>雨水浸透阻害行為許可 (特定都市河川法) 開発行為に伴う許可 (各市町条例・要綱等)</p> <p>↓</p> <p>県 河川砂防課 各市町 担当課・所</p> <p>!注! 窓口が分かれています</p>
---	--

<対象面積 1ha以上> *別途、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(県雨水条例)の許可が必要です。

<p>(政令指定都市、中核市) ○さいたま市 ○川口市 ○越谷市</p> <p>雨水浸透阻害行為許可 (特定都市河川法) 雨水流出増加行為許可 (県雨水条例)</p> <p>↓</p> <p>各市 担当課・所 県 河川砂防課</p> <p>!注! 窓口が分かれています</p>	<p>政令指定都市、中核市を除く、全ての流域市町</p> <p>雨水浸透阻害行為許可 (特定都市河川法) 雨水流出増加行為許可 (県雨水条例)</p> <p>↓</p> <p>県 河川砂防課</p>
---	---

※ 県雨水条例とは、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例のことをいう。

各担当窓口の一覧(埼玉県HP) : <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/251172/chirashi6.pdf>

法と他法令等の双方で 許可申請が必要な場合の手続きの概要

特定都市河川浸水被害対策法
(以下、法)

都市計画法の開発許可・県雨水
水条例等 (以下、他法令等)

0.1ha 以上の
雨水浸透阻害行為

0.05ha~1ha 未満、
1ha 以上の開発行為等

法に基づく雨水浸透阻害行為と他法令等に基づく雨水流出抑制が対象となる場合

- ・双方の機能を兼ね備えた対策工事として計画
→ 法と他法令等の雨水流出抑制対策を比較して、雨水流出抑制量が大きい方^{※1}の対策を講じる。
- 例①：開発面積 1ha 以上で、法と県雨水条例の申請手続きが必要な案件の場合
法による対策量と県雨水条例による対策量（県北 700m³/ha、県南 950m³/ha）を比較
- 例②：開発面積 1ha 未満で、法と都市計画法の開発許可の申請手続きが必要な案件の場合
法による対策量と都市計画法の開発許可の基準による対策量（注）を比較
（注）500m³/ha が基本対策量であるが、各市町の技術基準（自己用住居の特例等あり）を確認の上比較すること
- ・大きい方の雨水流出抑制量に基づき、対策工事を計画する。

許可申請の手続き

- ・法と他法令等のそれぞれの様式で「許可申請書」等を提出する必要がある。
（許可申請書等の添付図書（図面等）は、法と他法令等で共通のもので可）

工事完了検査と標識設置

工事完了検査

- ・法と他法令等に基づき、それぞれ工事完了検査を実施する。（両者で調整し同日に検査を実施することは可能）

標識の設置

- ・法第 38 条に基づく標識：検査合格後、許可権者が標識を設置することが基本。ただし、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置や時期については両者で協議を行い決定する。この際、申請者が希望すれば、申請者が設置することも可能とする。
（運用例）
法第 30 条の許可申請時に、標識の「記載内容」「設置時期」「設置位置」について協議を行っておく。許可権者は、標識の作成を行う。
申請者が標識の設置を希望した場合は、許可権者から標識を受取り、工事完了検査前に現地に設置する。完了検査時に、許可権者は標識の設置状況を確認する。
許可権者が標識の設置を行う場合は、検査完了後等に協議した位置に標識を設置する。
- ・県雨水条例第 16 条に基づく標識：申請者が標識を作成し設置する。

※ 1,000 m²=0.1ha、10,000 m²=1ha

※1「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「雨水流出抑制量が大きい方」と定義する

【対策容量】「各地域の基準^{※2}に基づく対策量 (m³)」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量 (m³)」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】「各地域の基準^{※2}に基づく許容放流量 (m³/s)」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量 (m³/s)」のうち、小さい方を適用する。

※2「各地域の基準」とは、雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

事前相談について

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要であるかの確認と法と他法令等の対策容量や放流量を比較し、対策工事に必要な雨水流出抑制量を決定するために行うものです。

必要な書類は以下のとおりです。

事前相談に必要な書類一覧

番号	名 称	備考
①	雨水浸透阻害行為 事前相談書	
②	行為区域位置図	縮尺 1/50,000 以上、地形図
③	行為区域区域図	縮尺 1/2,500 以上、現況地形図
④	事前相談入力シート	『【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池 容量計算システム』から出力
⑤	事前相談チェックシート	『【中川・綾瀬川流域(埼玉県版)】調整池 容量計算システム』から出力
⑥	現況地形図(求積図)	縮尺 1/2,500 以上、土地利用形態ごとの エリア分け(面積表示)
⑦	土地利用計画図(求積図)	縮尺 1/2,500 以上、土地利用形態ごとの エリア分け(面積表示)
⑧	その他必要な資料	土地の登記事項を示す書類、現況土地 利用を説明する資料、放流量協議簿等 (必要に応じて準備する)

I 事前相談書（番号①）

【提出様式】

No.

—

雨水浸透阻害行為事前相談書

事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）XX：XX～：
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 101番地、102番地、103番地
事業区域の面積	1.200ha
予定する事業の計画の内容	分譲住宅（◇宅地）の宅地造成
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 〇〇〇〇住宅建設株式会社 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 〇〇市〇〇町1-1-1 氏 名 〇〇〇設計事務所株式会社 連絡先 XXX (XXX) XXX 担当者名 〇〇 〇〇

II 行為区域位置図・行為区域区域図（番号②・③）

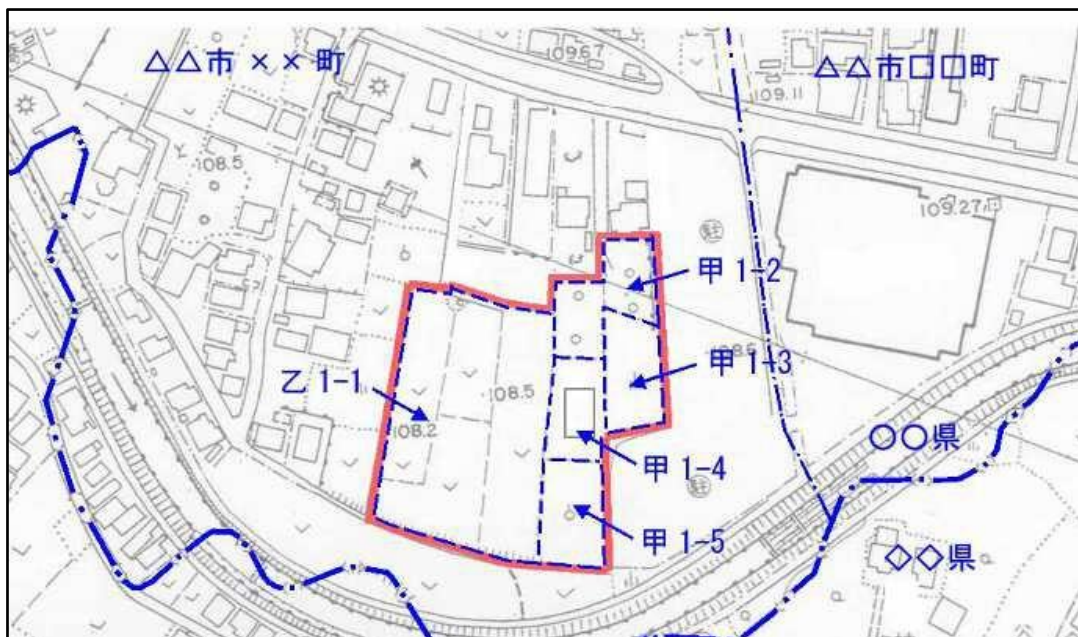
② 行為区域位置図の例

行為区域位置図は、縮尺 5 万分の 1 以上とし、行為区域の位置を表示した地形図でなければならない。



③ 行為区域区域図の例

行為区域区域図は、縮尺 2500 分の 1 以上とし、行為区域の区域並びにその区域を明らかに表示する必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町または字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。



Ⅲ 事前相談入力シート(番号④)

事前相談入力シート

法第30条の対策の対象とする面積に対して入力してください(※)

集水区域が雨水浸透阻害行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を法30条の対策の対象とする面積とする。【ガ6-25】

【提出様式】

現況土地利用(ha)【行為前】																				
エリアNo	宅地等											舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに限る。)	道路(法面を有するものに限る。)	鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	鉄道線路(法面を有するものに限る。)	飛行場(法面を有しないものに限る。)	飛行場(法面を有するものに限る。)	太陽光パネル	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	
①	1.0000																		1.0000	
②																				
③																				
④																				
⑤																				
⑥																				
⑦																				
⑧																				
⑨																				
⑩																				
小計	1.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000	
合計																				2.0000

入力欄が足りない場合には、別途、土地利用集計表を作成いただき、本シートには各土地利用の合計値のみ入力いただくようお願いいたします。

計画土地利用(ha)【行為後】																						
エリアNo	宅地等											舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地		埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に関する除外区域		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないものに限る。)	道路(法面を有するものに限る。)	鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	鉄道線路(法面を有するものに限る。)	飛行場(法面を有しないものに限る。)	飛行場(法面を有するものに限る。)	太陽光パネル	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	生産緑地法に基づく緑地	森林法に基づく残置森林	
①	2.0000																					
②																						
③																						
④																						
⑤																						
⑥																						
⑦																						
⑧																						
⑨																						
⑩																						
小計	2.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
合計																						0.0000

※ ● 開発区域面積、農地転用面積の全体面積
 ● 既存宅地エリア等を区域外へ直接排水とし、雨水貯留浸透施設に流入させない区域がある場合は、その区域面積を控除した面積
 ● 隣接地を対策工事の全部または一部としてみなすことが可能な場合は、その当該区域を対象に含めた面積【ガP6-42】等

NGの場合は、現況土地利用と計画土地利用の入力に誤りがないか確認してください

入力データの整合チェック
OK

「林地、耕地、原野、その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地」の面積を超え

IV 事前相談入力チェックシート(番号⑤)

事前相談チェックシート

土地利用区分	流出係数	①現況土地利用【行為前】	②計画土地利用【行為後】	③面積差	雨水浸透阻害行為の該当面積 面積(ha)③欄が「+」の場合
		面積(ha)	面積(ha)	(ha)②-①	
宅地等	宅地	0.90	1.0000	2.0000	1.0000
	池沼	1.00			
	水路	1.00			
	ため池	1.00			
	道路(法面を有しないものに限る。)	0.90			
	運路(法面を有するものに限る。)				
	鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	0.90			
	鉄道線路(法面を有するものに限る。)				
	飛行場(法面を有しないものに限る。)	0.90			
	飛行場(法面を有するものに限る。)				
太陽光パネル	0.90				
小計		1.0000	2.0000	1.0000	1.0000
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95			
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00			
小計		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
その他土地からの流出雨水量を増加させる若しその行為に係る土地	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0.50			
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80			
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50			
	小計		0.0000	0.0000	0.0000
上記に属する土地以外の土地	山地	0.30			
	人工的に造成された雑生に覆われた法面	0.40			
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.20	1.0000		-1.0000
小計		1.0000	0.0000	-1.0000	
合計		2.0000	2.0000	OK	1.0000
平均流出係数		0.5500	0.9000		

※雨水浸透阻害行為の該当面積が0.1ha以上の場合、法第30条の許可(協議)が必要です。

①法第30条の対策の対象とする面積が表示されます。(事前相談入力シート面積)

②都市計画法に基づく開発区域面積を入力して下さい。

④雨水浸透阻害行為を行うエリア(埼玉県南部・北部)を選択して下さい。

⑤農地転用など都市計画法に基づかない雨水浸透阻害行為については、チェックを入れてください。

③開発区域面積から控除面積を除いた面積が計算されます。

⑥「調整池深さ」は設計水位から実際に設置する放流口(底部)までの深さを記入してください。複数施設の場合における水深は、平均(底面積加重平均が望ましい)としてください。浸透施設の場合は設計水頭を入力してください。

⑧許容比流量・放流量について、一次放流先との協議等により定める場合には入力して下さい。

各対象面積集計	
開発区域面積※1	2.0000 (ha)
法第30条の対策の対象とする面積	1.0000 (ha)
開発区域面積から「対策の対象とならない面積」を引いた面積	1.0000 (ha)

特定都市河川浸水被害対策法 第30条の必要対策量	
調整池深さ※3	1.0 m
行為前の流出係数	0.5500
行為前の流出雨水量(許容放流量)④	0.4754 m³/s
行為後の流出係数	0.9000
行為後の流出雨水量(未対策)	0.7780 m³/s
オリフィス径(円・直径)	0.4770 m
haあたり必要対策量(概算)	270 m³/ha
必要対策量(概算)①	540 m³

下水道等の一時放流先との協議によるもの	
許容比流量※8	m³/s/ha
許容放流量※9⑦ (許容比流量×集水面積)	m³/s

※9 必要対策量の概算

都市計画法の開発許可等との調整により双方の機能を兼ね備えた対策工事とする(流出抑制量が大きい方で対策)

他法令等との調整別の対応	申請	必要対策量(m³)(概算) ①②③を比べ大きい値	許容放流量(m³/s) ④⑤⑥⑦を比べ小さい値
法第30条の許可	必要	950	0.1000
都市計画法に基づく開発指等としての必要対策量(開発区域面積1ha未満)	不要		
都市計画法に基づく開発指等としての必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】	必要		

⑨「必要対策量の概算」をクリックすると法第30条の必要対策量と他法令の対策量を比較し大きな対策量が表示されます。

- ※1:都市計画法に基づく開発行為面積を入力してください。
- ※2:雨水浸透阻害行為を行うブロック(埼玉県南部・北部)を選んでください。(審査マニュアル参照)
- ※3:「調整池深さ」は設計水位(調整池H.W.L.)から実際に設置する放流口(底部)までの深さを入力してください。
- ※4:既存宅地等、対策の対象とならない控除面積を入力してください。
- ※5:県・各市町で設定されている許容比流量を入力してください。
- ※6:許容放流量は、許容比流量に集水面積を乗じた数値を入力してください。
- ※7:湛水区域において対策が必要な場合は、必要対策量を入力してください。
- ※8:接続先水路との協議結果によるものを入力してください。
- ※9:上記が入力出来たら「必要対策量の概算」ボタンを押してください。

⑩「必要対策量の概算」をクリックすると法第30条と他法令の許容放流量を比較し、小さな許容放流量が表示されます。

⑦他法令等の基準確認・許可権者と調整し、
・対策基準
・控除面積
・許容比流量
・許容放流量
を入力してください。

対象地域※2
埼玉県南部

□ その他の法令による指導の対象ではない場合、チェックを入れて下さい。

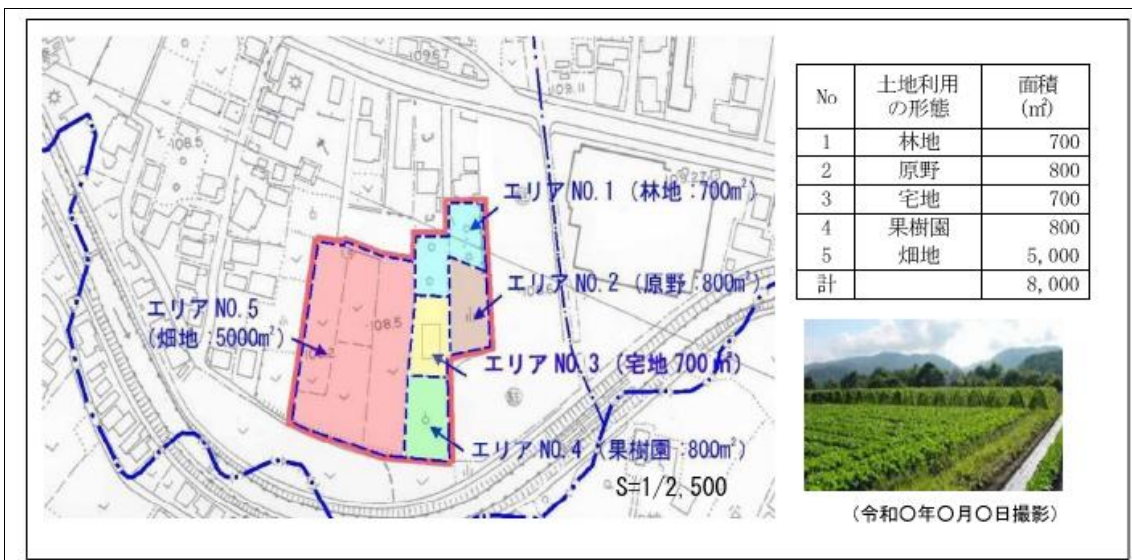
都市計画法に基づく開発指等としての必要対策量(開発区域面積1ha未満)	
対策基準	500 m³/ha
対策の対象とならない面積(控除面積)※4	ha
許容放流量※6	m³/s/ha
許容放流量※6⑤ (許容比流量×集水面積)	0.0060 m³/s
オリフィス径(円・直径)	0.054 m
必要対策量②	不要 m³

都市計画法に基づく開発指等としての必要対策量(開発区域面積1ha以上) 【埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例】	
対策基準(地域別調整容量)	950 m³/ha
対策の対象とならない面積(控除面積)※4	1.0000 ha
湛水区域対策量※7	0.00 m³
許容比流量※8(≦0.05)	0.0500 m³/s/ha
許容放流量※6⑥ (許容比流量×集水面積)	0.1000 m³/s
オリフィス径(円・直径)	0.219 m
必要対策量③	950 m³

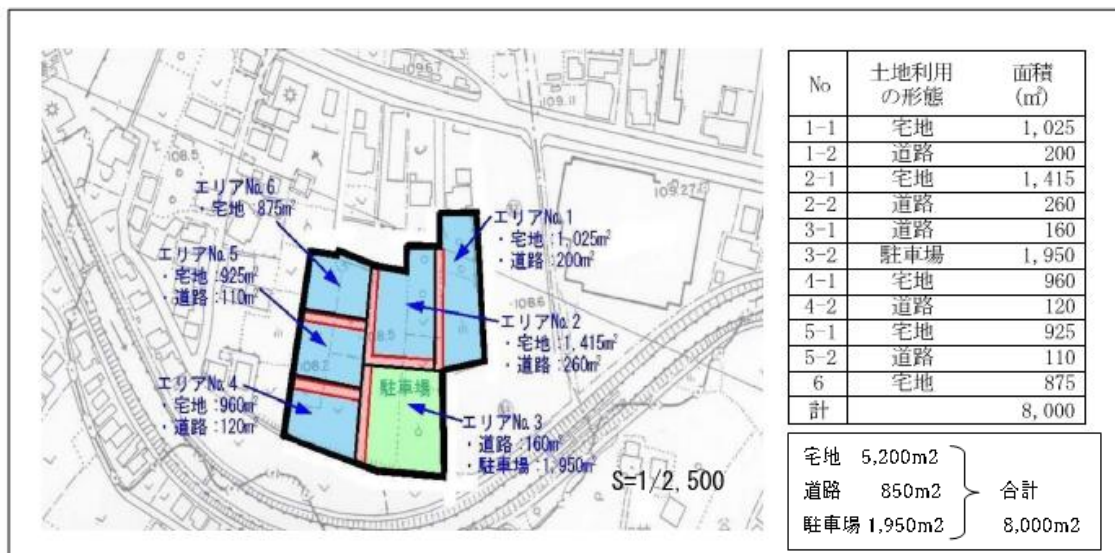
V 現況地形図(求積図)・土地利用計画図(求積図) (番号⑥・⑦)

P10～P12 の『土地利用形態の判別方法』を参考に土地利用形態ごとの面積を記載してください。

⑥ 現況地形図の例



⑦ 土地利用計画図の例



【参考】土地利用形態の判別方法

以下の表を参照して、土地利用形態を判別し、流出係数を設定する。

土地利用形態の判別と流出係数(1)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法(例)	留意事項
宅地等	①宅地 	0.90	宅地は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。	土地登記簿謄本で「宅地」と表示されている土地は宅地と判断する。（証明書等添付）	宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。 
	②池沼 	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。	土地登記簿謄本で「池沼」と表示されている土地は池沼と判断する。（証明書等添付）	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。 
	③水路 	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう。	土地登記簿謄本で「運河用地」「用悪水路」「井藪」と表示されている土地は水路と判断する。（証明書等添付）	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。 
	④ため池 	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう。	土地登記簿謄本で「ため池」と表示されている土地はため池と判断する。（証明書等添付）	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（のり面を有しないもの） ⑥道路（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含むこと。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わないこと。	土地登記簿謄本で「公衆用道路」と表示されている土地は道路と判断する（道路法による道路であるか否かは問わない）。（証明書等添付）	道路用地は路肩から路肩までの範囲の他、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。 
	⑦鉄道線路（のり面を有しないもの） ⑧鉄道線路（のり面を有するもの） 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいうこと。なお、操車場は鉄道線路には含まないこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）	鉄道用地は駅舎、付属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。

※ 一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。【ガ6-10】

土地利用形態の判別と流出係数(2)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法(例)	留意事項
宅地等	⑨飛行場(のり面を有しないもの) ⑩飛行場(のり面を有するもの) 	■法面を有しないもの0.90 ■法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値	飛行場は空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)をいうこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。但し、法面とは区分し整理。
	⑪太陽光発電施設の用に供する土地 	0.90	太陽光パネル、付属施設で覆われた土地を言う。	現況の地形図における土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	
舗装された土地	⑫舗装された土地 	0.95	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地(のり面は含まず)をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	
	⑬不透水性材料により覆われた法面 	1.00	道路等ののり面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	⑭ゴルフ場(雨水を排水するための排水施設を伴うもの) 	0.50	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の土地利用と排水平面図等から判断する。	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②ゴルフ場敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮運動場(雨水を排水するための排水施設を伴うもの) 	0.80	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の地形図の土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。

※ 一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。【ガ6-10】

土地利用形態の判別と流出係数(3)

	土地利用形態	流出係数	定義	判別方法(例)	留意事項
その他土地からの流出雨水を増加させるおそれのある行為に関わる土地	<p>⑯ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地</p> 	0.50	<p>運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く)をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まないこと。</p> <p>ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること。</p>	<p>現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)</p>	<p>締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。</p>
上記土地利用以外の土地	<p>⑰山地</p> 	0.30		<p>他の区分(①～⑯、⑱、⑳)以外の土地で平均勾配10%以上の土地。</p>	<p>平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。</p>
	<p>⑱人工的に造成され植生に覆われた法面</p> 	0.40		<p>現地調査による土地の被覆から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)</p>	
	<p>⑲林地・原野</p> 	0.20	<p>平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地(山地、林地・原野)をいうこと。</p>	<p>他の区分(①～⑯、⑱、⑳)以外の土地で平均勾配10%未満の土地。</p>	<p>平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。</p>
	<p>⑳耕地</p> 	0.20	<p>耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む)をいうこと。</p>	<p>土地登記簿謄本で「田」「畑」と表示されている土地は耕地と判断する。(証明書等添付)</p>	

※ 一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。【ガ6-10】

許可申請について

(雨水浸透阻害行為の許可申請及び検査以降まで)

事前相談において雨水浸透阻害行為面積が 1,000 m²以上であることが確認された場合、許可申請の対象となります。

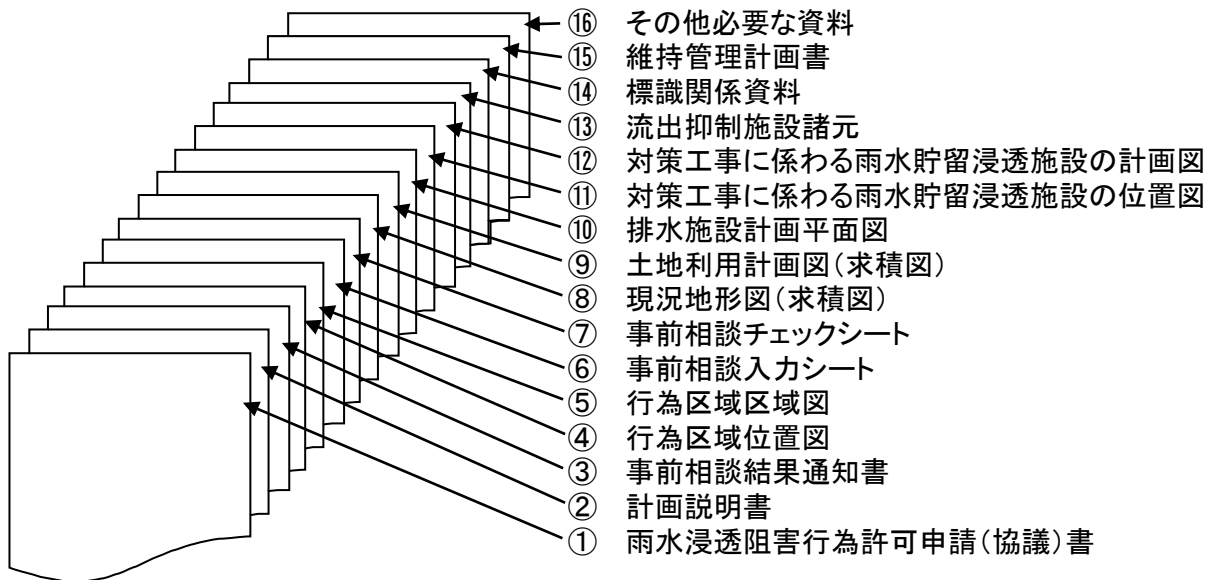
なお、他法令等に基づく雨水流出抑制対策を兼ねる施設を計画する場合、雨水流出抑制量が大きい方の対策を講じるものとし、他法令等の技術的基準に基づき、対策施設を設計することができるものとします。

他法令等の技術基準によらない場合（法の技術的基準を適用する場合は、「【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システム（以下、計算システムという。）」を用いて「⑬流出抑制施設諸元」を算出してください。

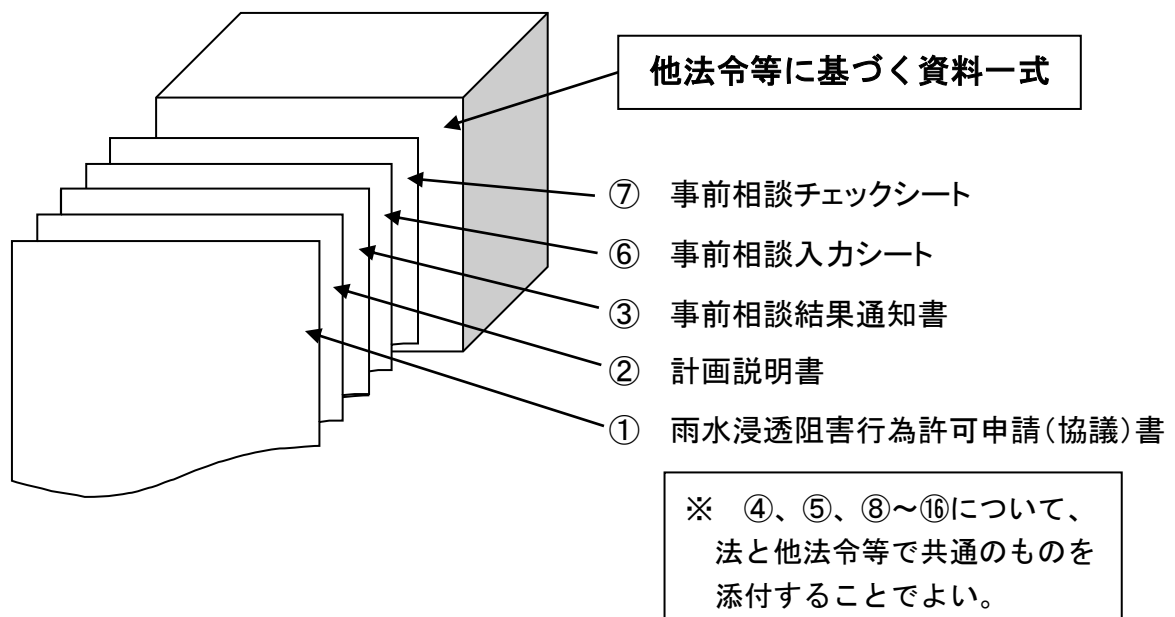
番号	名 称	備考
①	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	別記様式第二
②	計画説明書	様式-1
③	事前相談結果通知書	許可権者からの通知を複写
④	行為区域位置図	(事前相談時作成)
⑤	行為区域区域図	(事前相談時作成)
⑥	事前相談入力シート	(事前相談時作成)
⑦	事前相談チェックシート	(事前相談時作成)
⑧	現況地形図(求積図)	(事前相談時作成)
⑨	土地利用計画図(求積図)	(事前相談時作成)
⑩	排水施設計画平面図	縮尺 1/2,500 以上 排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称
⑪	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図	縮尺 1/2,500 以上 対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域
⑫	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状(1/2500) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図(1/500)
⑬	流出抑制施設諸元	対策施設計算書、放流量計算書、比浸透量計算書、流量ハイドログラフ(計算システムを用いる場合)など
⑭	標識関係資料	許可権者と協議により作成 (P26 参照)
⑮	維持管理計画書	維持管理計画書の作成例は P30 参照
⑯	その他必要な資料	事前相談時作成したもののほか、二次製品カタログ、地下水位の状況、現地浸透試験結果、ポンプ仕様、委任状など、必要に応じて準備する

※ ④、⑤、⑧～⑯について、法と他法令等で共通のものを添付することとよい。

他法令等の技術的基準を適用しない場合(法の技術的基準を適用する場合)



他法令等の技術的基準を適用した施設計画で手続きを進める場合



I 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（番号①）

別記様式第二（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為許可申請書 協議

該当するものを囲む
民間工事は「許可」
公共工事は「協議」

特定都市河川浸水被害対策法 第30条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第35条

※ 手数料欄

埼玉県内は 申請手数料不要

許可を申請 します。

許可を申請 協議

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

住所 埼玉県〇〇市〇〇町1-1-1

氏名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

窓口受付日記入

申請者名を記載

押印不要

阻害行為区域内の全てを記載
筆数が多い場合には、別紙
にて一覧表作成

雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	△△市△△町100番地、101番地、102番地 外5筆	阻害行為面積を記入 (事業区域ではない)
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	0.217ha	
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	物流倉庫の建設 (計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)	建築物(用途)の建設、 浸透トレンチの整備など、 具体的に記入してください。 また、末尾に「計画の詳細～ による」を必ず記載。
	4 対策工事の計画の概要	地下貯留施設の整備 (計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	7 対策工事の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	8 対策工事の完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	9 その他必要な事項	都市計画法第29条許可申請中、農地転用届出	法令による許認可の 手続き状況を記載

※受付番号	年 月 日	河整指令第 号
※許可に付した条件	記入しない	
※許可番号	年 月 日	河整指令第 号

備考

- 「許可申請」、「第30条」、「許可を申請 協議」、「第35条」 協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

II 計画説明書 (番号②)

様式 - 1 (特定都市河川浸水被害対策法施行規則 第 16 条関係)

計 画 説 明 書

申請者	埼玉県〇〇市〇〇町 2-2-2 株式会社〇〇 名前: 〇〇 〇〇										委任状に記載された代理人を記載 (押印不要)
設計者	埼玉県〇〇市〇〇町 2-2-2 株式会社〇〇 名前: 〇〇 〇〇										阻害行為区域内の全てを記載 筆数が多い場合には、別紙にて一覧表作成
工事施工者	埼玉県〇〇市〇〇町 2-2-2 株式会社〇〇 名前: 〇〇 〇〇										
施設管理者	埼玉県〇〇市〇〇町 2-2-2 株式会社〇〇 名前: 〇〇 〇〇										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域 の名称	△△市△△町 100 番地、101 番地、102 番地 外 5 筆										「行為前から行為後の工事の計画概要」と「行為前後において雨水流出量の増加が無いように対策を行う」と対策方針を記載
雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	水田等を埋立て分譲住宅の宅地造成を行います。										
対策工事の計画の概要	行為前後において雨水流出量の増加が無いよう対策を行います。										
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該を超える区域を含む。) 内の土地の現況 (㎡)	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路	道 路	鉄道線路	鉄道線路	飛行場	飛行場	開発行為区域の行為前の土地利用区域について記載
	200.0	0.0								0.0	
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該を超える区域を含む。) 内の土地利用計画 (㎡)	太陽光パネル	舗装された土地 (法面を除く。)	た 土 地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	開発行為区域の行為後の土地利用区域について記載
	0.0	0.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0	765.0	0.0	2175.0	
行為前後の流出係数	行為前の流出係数					行為後の流出係数					0.904
	0.345										
行為前後の流出雨量	行為前の流出雨量					行為後の流出雨量					0.0125 m³/s
	0.0373 m³/s										
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	構造名称					容量 (浸透能力)					
	雨水貯留浸透施設の計画					地下貯留施設・浸透樹					200.0 m³ (0.0115 m³/s)
そ の 他											ここに記載された対策施設の許容放流量について記載

備考 「雨水貯留浸透施設の計画」欄には、特定都市河川浸水被害対策法施行規則第16条関係の雨水流出抑制対策と他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策内容を記載すること。

「その他」欄には、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合の当該道路の名称、管理者 (帰属先) 等を記載すること。

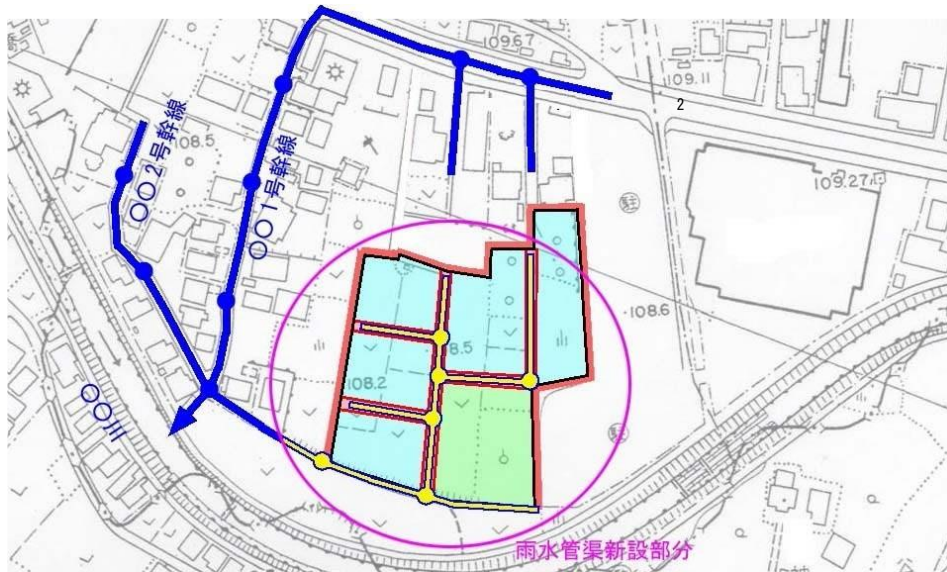
Ⅲ 排水施設計画平面図、対策工事の位置図・計画図、流出抑制施設諸元

(番号⑩・⑪・⑫・⑬)

⑩ 排水施設計画平面図

■排水施設計画平面図には次の項目を明示すること。

- ・排水施設の位置
- ・排水系統
- ・吐口の位置及び放流先の名称



排水計画平面図 (例示)

⑪ 対策工事の位置図

■対策工事の位置図には次の項目を明示すること。

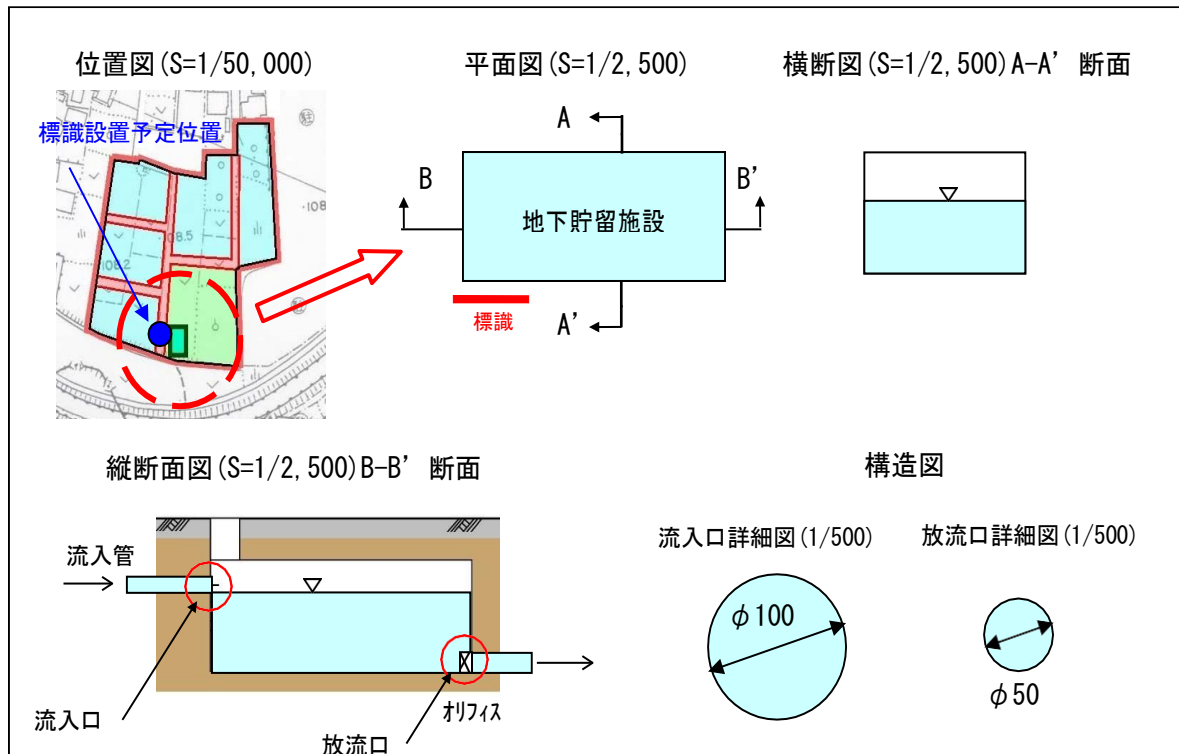
- ・対策工事の計画位置 (貯留施設) 又は計画区域 (浸透施設)
- ・集水区域



対策工事の位置図 (例示)

⑫ 対策工事の計画図

- 雨水貯留浸透施設の形状 (1/2500)
 - ・ 平面図・縦断面図及び横断面図により示すこと。
- 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (1/500)
 - ・ 流入口及び放流口の構造を含むもの



対策工事の計画図 (例示)

⑬ 流出抑制施設諸元

- 施設の容量や浸透能力、放流量の算出根拠となる計算書等を添付すること。
- ※ 計算システムを用いる場合は、ユーザーズマニュアルや通常の許可事務審査マニュアル等を確認ください。

IV 工事着手届

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書を都道府県知事(市町長)に提出しなければならない。

様式第 5 号 (第 5 条関係)	
雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
年 月 日	
(宛先)	様
	住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)に着手しましたので、次のとおり届け出ます。	
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所
	氏 名
	連絡先 (電話番号)
	現場管理者の氏名

V 変更許可申請（協議）書

法第 30 条の許可を受けたものは、法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合において、都道府県知事(市町長)の許可を受けなければならない。

※ 添付書類は、変更が発生する書類の「変更後」と「変更前」とし、変更箇所がわかるように明記をする。

様式第 3 号（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請書
協 議 書

年 月 日

(宛先) 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第 37 条第 1 項
第 37 条第 4 項において準用する同法第 3
5 条の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更
について次のとおり許可を申請
協 議 します。

変 更 に 係 る 事 項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
	9	その他必要な事項	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件			
※変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請 協議」、「第37条第1項
第37条第4項において準用する同法第35
条」の許可を受けた 「許可を申請
について協議が成立した」、 協議 については、
該当するものを○で囲むこと。
- 2 「変更に係る事項」欄には、変更をしようとする事項について、
変更後のものを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受け
た事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の
法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載
すること。
- 4 ※印のある欄には、記載しないこと。

VI 変更届出書

変更内容が軽微な変更のみ（着手予定日及び完了予定日の変更）の場合は、変更許可申請は不要となるが、軽微な変更とみなし、都道府県知事(市町長)へ届け出なければならない。

様式第4号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

(宛先)

様

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
対策工事の完了予定年月日	変更前	年 月 日	
	変更後	年 月 日	
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

備考 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

Ⅶ 工事完了届

法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了したときは省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市町長)に届け出なければならない。なお、工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

① 雨水貯留浸透施設の形状を明示した

対策工事の確定図(縮尺1/2, 500以上)

② 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図(縮尺1/500以上)

③ その他知事が必要と認める書類

別記様式第三(第二十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号年 月 日第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日	第	号
※検査年月日	年	月	日		
※検査結果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

Ⅷ 工事廃止届

法第30条の許可を受けた者が、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止したときは省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市町長)に届け出なければならない。なお、工事廃止届出書には、「雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類」を添付しなければならない。

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

Ⅸ 検査

雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。

雨水貯留施設、雨水浸透施設共通の検査内容

検査項目	検査内容	検査方法
排水計画	<ul style="list-style-type: none"> ・流入管・放流管の位置、寸法 ・土地の勾配 	<ul style="list-style-type: none"> ・流入管・放流管の位置はレベル等で高さを測定する。又、寸法は巻尺で測定する。 ・実際に水を流し、側溝等の流入管に適切に集水されるかを確認する。
標識の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・標識の位置 ・標識の記載内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画図に示した位置に設置されていることを確認する。 ・指定の内容が記載されているか、内容が計画図と合致しているかを確認する。

雨水貯留施設における検査内容

雨水貯留施設の種類	検査内容	検査方法
オープン型	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積は巻尺等で縦、横方向の長さを測定する。 ・貯留施設の高さはレベル等で測定する。 ・オリフィスの位置はレベル等で高さを測定する。 ・吐口が放流先水路に接続されていることを確認する。
地下型	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留施設の面積 ・貯留施設の高さ ・オリフィスの位置と寸法 ・流末水路の接続 	オープン型と同様。
	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備 ・換気設備 ・安全施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の点灯。 ・換気扇の作動状況 ・安全施設の設置、配置状況。

雨水浸透施設における検査内容

雨水浸透施設の種類	検査内容	検査方法
浸透マス	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・注水し、浸透状況を確認する。
浸透トレンチ	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
浸透側溝	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・上流から注水し、下流側への流出状況を確認する。
貯留・浸透型	・施設の形状	・施設の形状は巻尺で測定して確認する。
	・碎石粒径	・碎石の粒径は目視により確認する。
	・浸透状況	・流入マスから注水し、下流側への流出状況を確認する。

※ 地下埋設物の検査を行う場合は、机上検査が中心となります。施工写真は全景・近景を測っている様子がわかるように撮影し、工事名、工種、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、略図等を記載してください。

X 標識

雨水貯留浸透施設の工事完了に伴う検査の結果、技術的基準に適合すると認めるときは、特定都市河川浸水被害対策法施行条例で定めるところにより、許可権者（知事又は市町長）が標識を設置します。

なお、申請者が希望した場合には、知事等に代わり申請者自身が標識の設置を行うことは可能です。

県雨水条例や他法令において併せて同一施設に標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、両者で協議し、次頁の標識例のとおり、標識の設置を行うことも可能です。

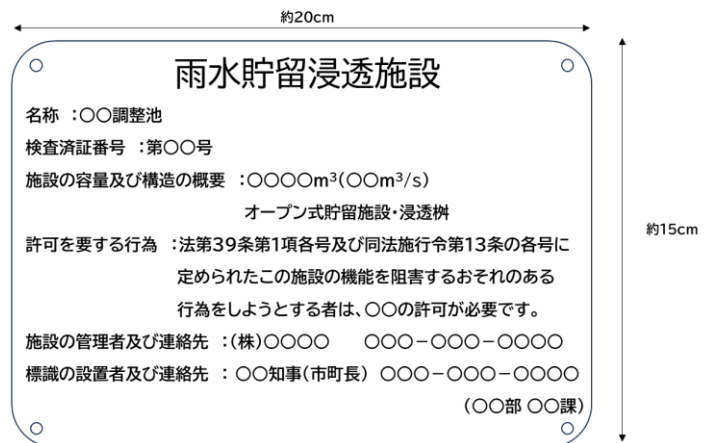
設置方法については、各許可権者に確認してください。

【標識の記載例】

（１）特定都市河川法のみで標識を設置する場合

例１ プレート形式

- ・四隅の穴で外構フェンスなどに設置
- ・コンクリートボンドで擁壁や路面等に直接設置

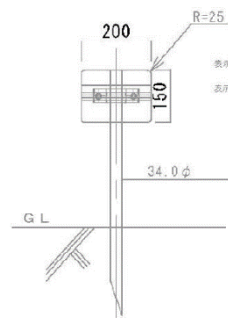


※ 個人情報に配慮し、宅地分譲における管理者および連絡先については『土地所有者』と記載しても良い。

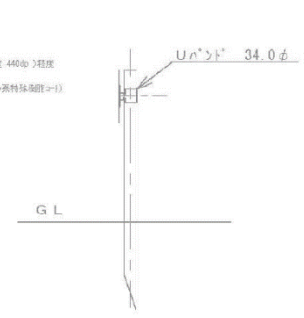
例２ 支柱形式

- ・独立標識として設置

裏面取付図 s=1/10



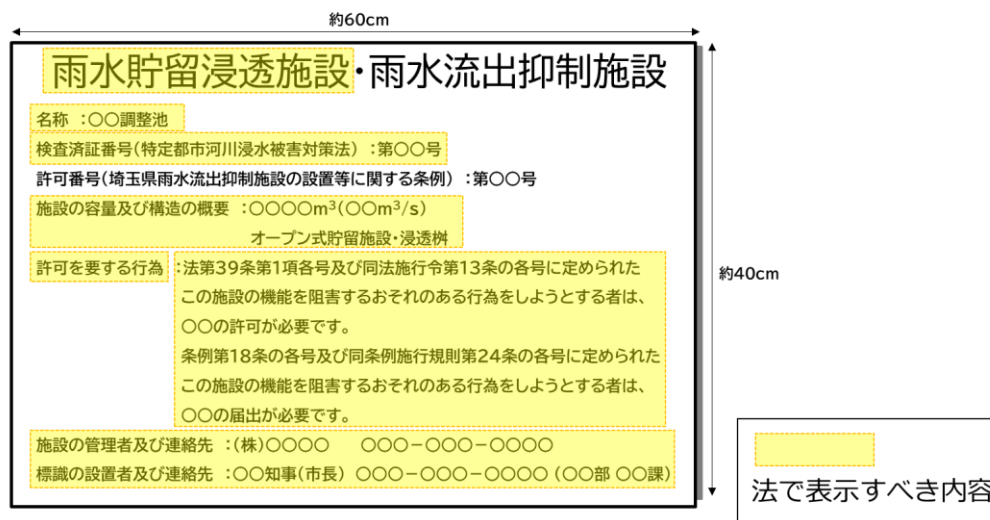
側面取付図 s=1/10



(2) 特定都市河川法と県雨水条例の両方で標識を設置する場合

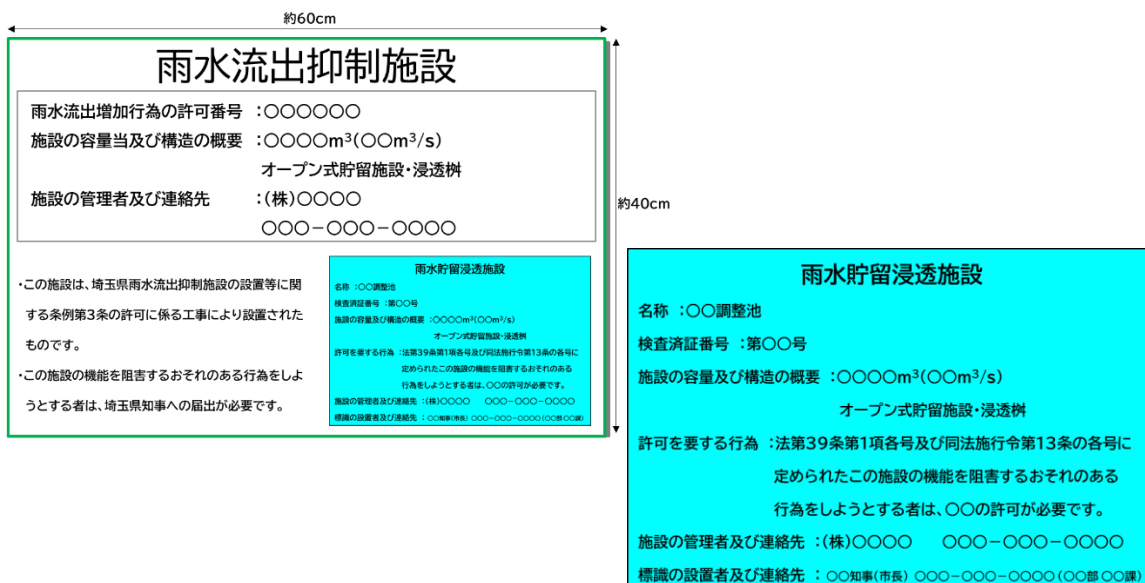
例1 (基本形)

- 「県雨水条例」においては、申請者が標識の設置を行う。
- 「特定都市河川法」と「県雨水条例」双方で標識を設置する場合、協議により、申請者が双方の内容を記載した標識を設置する。



例2 申請者が例1 (基本形) を希望しない場合

- 「特定都市河川法」と「県雨水条例」双方に該当する場合で申請者が希望しない場合。
- 「県雨水条例」で申請者が設置した標識の一部に、県がシール形式の特定都市河川法の標識を貼る。



Ⅺ 維持管理

1 貯留施設の維持管理

貯留機能を継続的に保持し、安全・衛生・環境面に配慮した維持管理が必要である。一般的な管理は、排水溝および放流孔付近の清掃、土砂の除去が主となる。

また、地下型貯留施設などは、施設の現状を把握することが困難なため、入念な点検を行う。

水深の大きい施設、建築物の下に貯留する施設、多目的利用を行う施設は、機能維持の他、利用者の安全を考慮して、出水時あるいは出水後の管理事項を定めておく。

(1) 施設の機能維持

①施設の清掃

- ・清掃内容としては点検結果に基づき、土砂、ゴミ、落葉等の搬出、放流施設等の閉塞物の除去、樹根等の除去等のほか、周辺施設の清掃を行うことが重要である。
- ・出水後は、法面、放流口に付着したゴミ類を取り除く。

②施設の補修

- ・施設の破損や地表面の陥没、沈下が発生した場合は、補修を行う。
- ・放流施設の破損は、雨水流出抑制機能に支障を与えるため、早急に補修する。
- ・堤防部は年1回以上草刈りを実施し、必要に応じて補修する。特に、有提構造の雨水貯留施設は、堤防の決壊により周辺に大きな被害を与える可能性があるため、早急に補修する。
- ・地表面の陥没や沈下が発生した場合は、その原因と影響範囲を調査し、適切な対策をとらなければならない。なお、地表面の陥没や沈下は、掘削後の埋め戻しや転圧等の不備が原因となることが多いため、工事の際に充分注意する。

2 浸透施設の維持管理

浸透施設は、目詰まり等により浸透機能が低下し、水が溜まったり、地区外へ溢水することが考えられる。

浸透施設は、外見だけでは機能の低下具合を判断しにくいいため、維持管理にあたっては施設の構造形式や設置場所の土地利用及び地形等を十分把握し、浸透能力の低下を防止し、安定的に機能が発揮できるように努める。

一般的に維持管理において考慮する事項を以下に示す。

- ・浸透能力の継続（目詰まり防止対策、清掃の方法・頻度、使用年限の延長）
- ・浸透施設の保守（点検頻度、蓋のずれ直し、破損の補修、地面陥没の補修等）
- ・経済的な維持管理（点検が容易、清掃頻度が低い、清掃が容易等）
- ・維持管理を通して浸透施設の普及啓発（住民へのPR等）

(1) 施設の機能維持

①施設の清掃

- ・清掃は点検結果に基づき、浸透施設の機能維持を目的として行う。
- ・清掃内容は、土砂、ゴミ、落葉等の搬出、目詰まり防止装置等の閉塞物質の除去などがあり、同時に周辺施設の清掃を行うことが重要である。
- ・清掃時に洗い水等が施設内に流入しないように注意する。
- ・清掃方法は狭隘な場所や個所数が少ない場合は人力で行い、数が多く同タイプの施設の場合には吸引車や高圧洗浄機の機械併用で行うほうが一般的に効率が良いと考えられる。
- ・高圧洗浄機を使用する場合は微細な目詰まり物質を浸透面に押し付けたり、浸透面を荒らす等で浸透機能が低下することもあるので注意を要する。
- ・同タイプでかつ着脱可能な目詰まり防止装置等は、工場等で一括して清掃することが可能で、現場では予備品を用意してこれらの交換と集水部の清掃のみですむことから、作業時間の短縮や洗浄水の処理面から効率がよくなると考えられる。

②施設の補修

- ・施設の破損や地表面の陥没、沈下が発生した場合は、補修を行う。
- ・安全性や機能維持のため早急に補修しなければならない場合と、ある程度経過を観察し対応してもよい場合がある。
- ・補修で対応できないものは、交換や新規に設置しなおす。
- ・地表面の陥没や沈下が発生した場合は、その原因と影響範囲を調査し、適切な対策をとらなければならない。なお、地表面の陥没や沈下は、浸透施設そのものが原因ではなく、掘削後の埋め戻しや転圧等の不備が原因となることが多いので、いたずらに浸透施設に原因を求めることの無いように注意する。

【参考】 維持管理計画書

維持管理計画書の例を以下に示す。「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」では、維持管理が継続的に実施され、施設機能が維持されるよう、事業者が計画書を作成し、申請時に提出している。

維持管理のための点検には、定期点検と非常時点検がある。定期点検は梅雨時期や台風シーズンを考慮して年 1 回以上行う。その他、大雨洪水警報の発令時は出水時の巡視等の安全点検を行い、利用者等からの通報があった場合には、別途点検（非常時点検）を行う。

また、点検結果に基づき清掃作業、補修等を行う。施設が破損している場合には、速やかに補修を行い、貯留、浸透機能の回復に努める。

(埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の例)

維持管理計画書		
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき設置する雨水流出抑制施設について、以下の内容のとおり維持管理します。		
記		
1	雨水流出増加行為（盛土行為）をする土地の区域に含まれる地域の名称 埼玉県 川口市△町35 他10筆	
2	雨水流出増加行為（盛土行為）に関する工事の概要 △△団地造成	
3	雨水流出抑制施設の構造 RC造オープン型調整池、浸透トレンチ	
4	施設管理者 埼玉県川口市〇〇27 〇〇建設（株）埼玉 一郎 電話 048-〇〇〇〇-△△△△	
5	維持管理内容	
点検の種類	点検内容	
貯留型施設維持管理	定期点検 実施月（毎年5月、8月、12月）	土砂、ゴミ、落ち葉等の除去。
		排水溝、放流口の清掃。
		周辺施設の清掃。
		施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う。
		放流施設の破損は早急に補修する。
		××××××。
	〇〇〇〇〇。	
非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)		施設を巡視し、異常の有無を確認する。
		通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う。
		〇〇〇〇〇〇。
浸透施設維持管理	定期点検 実施月（毎年5月、8月、12月）	土砂、ゴミ、落ち葉等の除去。
		目詰まり防止装置の清掃。
		周辺施設の清掃。
		施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う。
		補修で対応できないときは新たに設置しなおす。
		浸透マスの蓋のずれを直す。
	〇〇〇〇〇。	
	××××。	
非常時点検 (大雨洪水警報の発令時、利用者からの通報時)		施設を巡視し、異常の有無を確認する。
		通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う。
		〇〇〇〇〇〇。

XII 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可（協議）書

法第 32 条の政令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は、あらかじめ、許可権者の許可が必要である。

- (1) 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- (2) 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- (3) 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- (4) 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの
 - ① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

※ 添付書類は、雨水貯留浸透施設の位置図、雨水貯留浸透施設の現況図、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図、保全工事の計画図等が必要となる。

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協議書

<p>第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名</p>		※ 手数料欄
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	

※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 「許可申請「第 3 9 条 第 1 項「許可を申請協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条」、協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - ※印のある欄は記載しないこと。
 - 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。